

●人にやさしい街づくり条例の電子申請について【届出編】

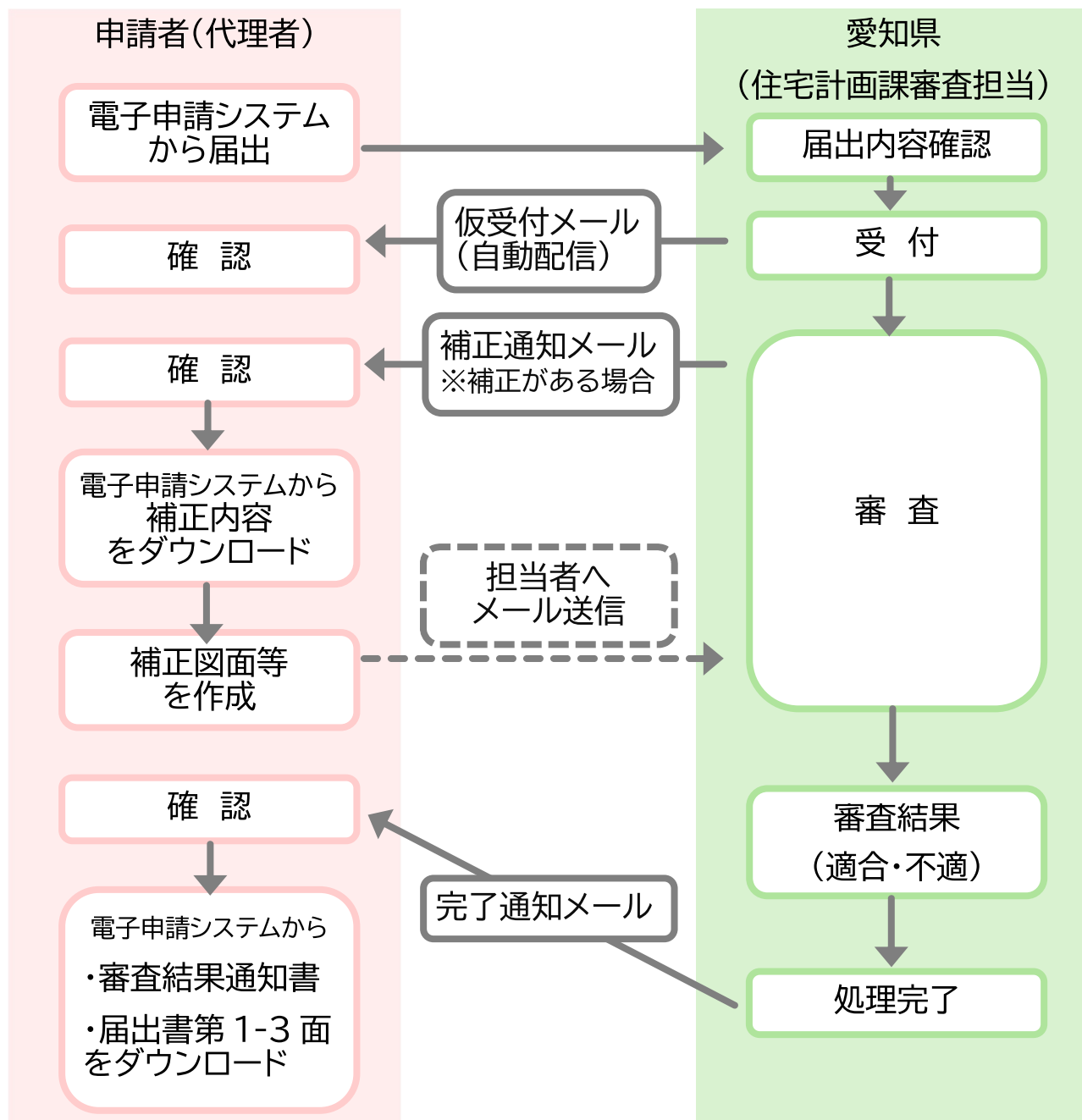
あいち電子申請・届出システム(Graffer)で手続きできます。(2025.6.1.～)

電子申請の流れについて

- 添付図書の不足など受付できない場合は差し戻します。
再度申請してください。
- 図面の修正は電子申請システムを介さずに、担当者へ直接メールして下さい。
- 右のQRコード及びこちらから  電子申請システムにアクセスできます。



(電子申請:届出)



添付ファイルについて

●添付するファイル(PDF 形式のみ)は以下のとおりです。

- ・適合状況項目表(様式 2) …PDF をアップロード
- ・付近見取図、配置図、各階平面図等 …PDF をアップロード

※特定施設整備計画届出書(様式 1)は添付するのではなく、入力フォームに直接入力 してください。処理完了時に PDF にした特定施設整備計画届出書(様式 1)をシステム上でダウンロードできるようにします。

副本・通知書について

- 副本の提出は必要ありません。
- 届出処理完了時に審査結果通知書(適合・不適合)をシステム上で交付します。
※上記に伴い、通知書の押印は廃止しました。

電子申請をはじめる前に

- お使いのPCやスマートフォンで電子申請が可能かご確認ください。

Q.推奨環境について 

- 電子申請システムのログイン方法はアカウント登録とメールアドレス認証による2種類あります。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するにはアカウントの登録が必要です。

Q.ログイン方法を教えてください 

Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください 



- 電子申請システムのよくある質問は[こちら](#)をご覧ください。 (よくある質問)

問い合わせ先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課

街づくり事業グループ

TEL:052-954-6590

メール:jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp



(条例の概要について)